

## 業務概要書

	<b>業務件名</b> 皇宮警察本部坂下護衛署分庁舎(19)工事監理業務
(1)業務履行場所	東京都千代田区千代田1-3
(2)業務種別	建築関係建設コンサルタント業務
業務概要	<p>・関東地方整備局管内 皇宮警察本部坂下護衛署分庁舎(19)新営その他工事 の工事監理業務(一部業務対象外工事あり)</p> <p><b>【構造・規模等】</b></p> <p>1. 建物 庁舎 新築1棟 構造: 鉄筋コンクリート造 地上2階建 延べ面積: 319.73 m<sup>2</sup></p> <p>2. 工作物 くつ洗い流し 新設一式</p> <p>3. 外構 舗装 新設及び改修一式 砂利敷き、屋外排水設備 新設一式</p> <p>4. 設備 電気設備 新設一式 機械設備 新設一式</p> <p>5. 取りこわし※ 既存施設 取りこわし一式 ※取りこわしは業務対象外</p> <p><b>【対象工事】</b> 皇宮警察本部坂下護衛署分庁舎(19)新営その他工事</p>
(4)契約方式	一般競争入札方式(総合評価落札方式(簡易型))
(5)契約予定時期	令和2年3月下旬
(6)予定履行工期	令和3年1月29日 (当該業務の対象工事は、契約締結後令和2年4月8日の工事着手期限までに工事を開始する余裕期間を設定した工事(任意着手方式)であり、実工期は297日間とされている。)
競争参加資格の考え方	<p>(1) 入札参加者に要求される資格</p> <p>① 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。</p> <p>② 関東地方整備局(港湾空港関係を除く)における平成31・32年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。 (会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争(指名競争)入札参加資格の再認定を受けていること。)</p> <p>③ 建築士法(昭和25年5月24日法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。</p> <p>④ 申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けている期間中でないこと。</p> <p>⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。</p> <p>⑥ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。</p> <p>⑦ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。</p> <p>1) 資本関係 (ア) 親会社と子会社の関係にある場合 (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合</p> <p>2) 人的関係 (ア) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p>
(2)競争参加資格確認申請者に関する要件	<p>① 次に示す本業務の対象となる工事の受注者及び当該工事に係る設計業務等の受託者又はそれらと資本若しくは人事面において関連のある建設コンサルタント業者でないこと。</p> <p>(i) 本業務の対象となる工事の受注者 皇宮警察本部坂下護衛署分庁舎(19)新営その他工事 未定</p> <p>(ii) (i)の工事に係る設計業務等の受託者 (株)楠山設計</p> <p>② 本業務の主たる分担業務分野は、建築分野とする。主たる分担業務分野の再委託は認めない。</p> <p>③ 構造分野、電気設備分野、機械設備分野において、競争参加資格確認申請者又は再委託先のうち、分担業務分野の主任担当技術者が所属する事務所(以下、「協力事務所」という。)が、他の競争参加資格確認申請者の協力事務所となっていないこと。</p> <p>④ 再委託先である協力事務所が、関東地方整備局の建設コンサルタント業務等に係る一般競争(指名競争)参加資格者である場合は、関東地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。</p>

競争参加資格の考え方	<p>(3)配置予定技術者に対する要件</p> <p>① 管理技術者及び主たる分担業務分野(建築分野)の主任担当技術者は、競争参加資格確認申請者の組織に所属していること。</p> <p>② 管理技術者は、建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士であること。</p> <p>③ 管理技術者及び記載を求める主任担当技術者(建築分野、構造分野、電気設備分野及び機械設備分野)は、それぞれ1名であること。</p> <p>④ 管理技術者は、記載を求める建築分野主任担当技術者、構造分野主任担当技術者、電気設備分野主任担当技術者及び機械設備分野主任担当技術者の全部又は一部との兼任を認める。ただし、兼任した場合は管理技術者のみを評価するものとし、兼任するとした分担業務分野の主任担当技術者に関する評価点すべてを「0点」とする。なお、その他分担業務分野の主任担当技術者は兼任しないこと。</p> <p>⑤ 記載を求める各主任担当技術者は、建築分野主任担当技術者、構造分野主任担当技術者、電気設備分野主任担当技術者及び機械設備分野主任担当技術者の全部又は一部との兼任を認める。ただし、評価は評価点の高い分担業務分野の主任担当技術者のみとし、他の分担業務分野の主任担当技術者に関する評価点すべてを「0点」とする。なお、その他分担業務分野の主任担当技術者は兼任しないこと。</p> <p>⑥ 管理技術者及び各主任担当技術者は、次に示す同種又は類似業務について、平成21年4月1日以降、公告日までに完成した施設において実績を有さなければならない。ただし、電気設備分野主任担当技術者及び機械設備分野主任担当技術者に限っては「(i)同種業務における(イ)構造、(ii)類似業務における(ア)構造」は問わないものとする。</p> <p>(i)同種業務 次の(ア)から(ウ)の条件を満たす施設を対象とした工事監理業務または設計業務(実施設計のみでもよい)を含む工事監理業務のいずれかの業務(民間施設を対象とした業務実績も可とする)。 ただし、完成した新築又は増築建物を対象施設とした業務に限る。</p> <p>(ア)規模:新築又は増築部の延べ面積 200㎡以上 (イ)構造:鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造、なお、コンクリート充填鋼管構造は鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造と認めない。 (ウ)用途:庁舎、事務所または複合用途施設(1棟で庁舎または事務所の用途と認められる部分が(ア)の床面積以上ある建物) ※複合用途施設とは、1棟に複数の用途が含まれており、床や壁などで明確に区分されている施設をいう。当該用途部分の面積の算定に当たっては、共用部分の面積も含む。</p> <p>(ii)類似業務 次の(ア)の条件を満たす施設を対象とした工事監理業務、設計業務(実施設計のみでもよい)を含む工事監理業務または設計業務(実施設計のみでもよい)のいずれかの業務(民間施設を対象とした業務実績も可とする)。ただし、完成した新築、増築建物を対象とした業務に限る。</p> <p>(ア)構造:鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造(コンクリート充填鋼管構造を含む)</p>
	<p>総合評価に関する考え方</p>